

特 上ノ国町 江差町 自治体間連携協力に 集



工藤上ノ国町長

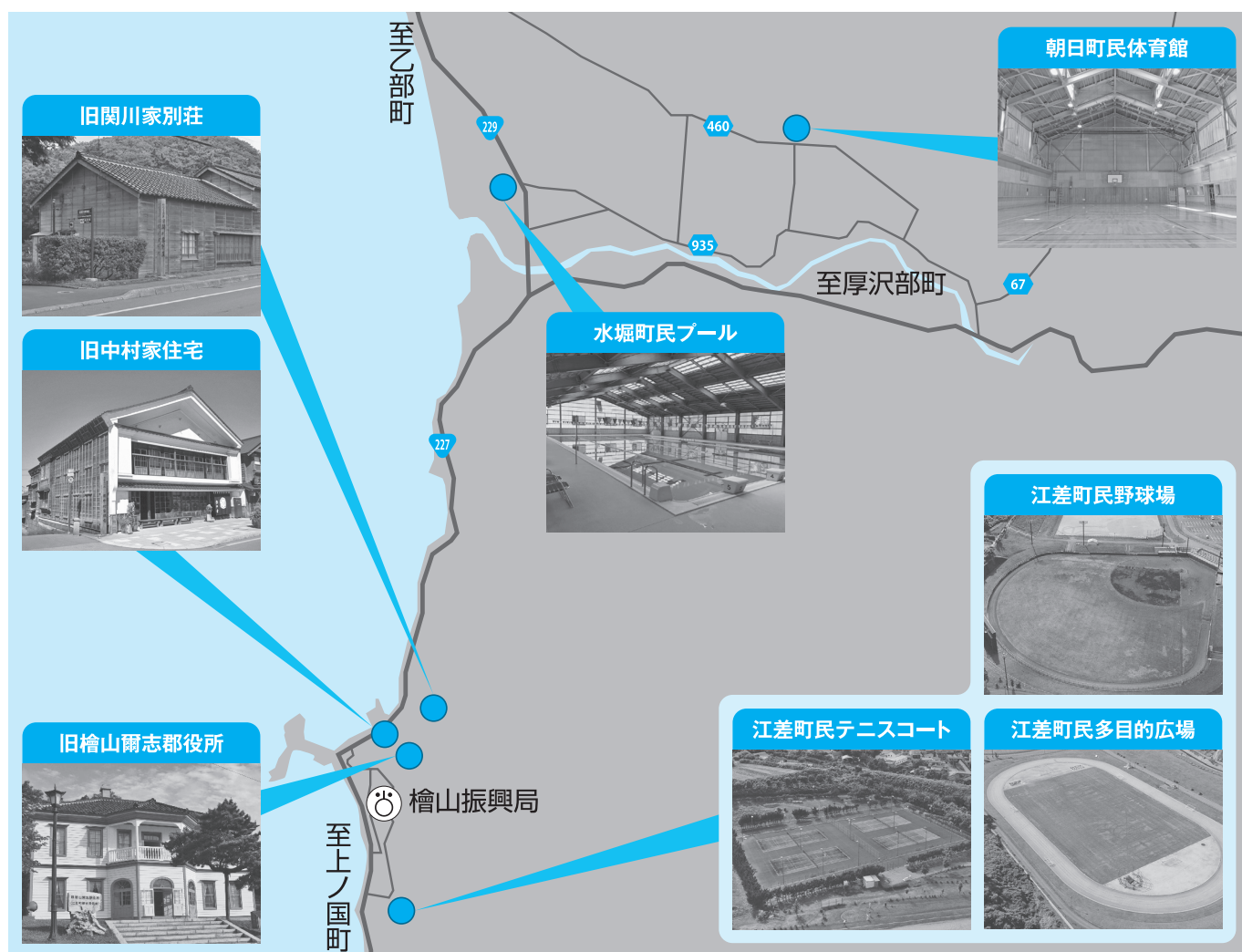
『町が単独で事業をする 時代は終わりを迎えた』

7月1日から

上ノ国町と江差町は、公共施設の相互利用や地域協働事業を実施していくこと
両町が定めている利用基準を上ノ国町では江差町民に、江差町では上ノ国町民

利用可能公共施設マップ

上ノ国町民は、江差町の社会体育施設や文化財施設を下記の内



※個人利用ができない施設や利用申請が必要な場合もありますので、事前にお問い合わせのうえ、ご利用ください。

● 江差町教育委員会
社会教育課
0139-521-1047

● 上ノ国町教育委員会事務局
生涯学習グループ
0139-551-2230

施設利用にあたっての問い合わせ先は、次のとおりです。

体育施設の使用料が免除されます。スポーツ少年団や部活動以外の社会体育関係団体が利用する場合は、別途利用申請が必要となり、規定に基づき使用料が減免される施設もあります。

これらの施設を個人で利用する際は、施設により使用料などが異なりますので、ご注意ください。

また、「旧檜山爾志郡役所」「旧関川家別荘」「旧中村家住宅」の文化財施設を利用する際は、年齢や所属を問わず、『無料』でご利用いただけます。